

平成 28 年議会例規改正の概要

1 会議録（印刷物）廃止

原本 1 部、閲覧用 2 部（事務局、図書館）
その他検索システムにて閲覧可能

△257 千円

2 広報常任委員 6 人体制（+ 2 人）

議会の広報広聴に関する事項


（例）議会だよりの発行、ホームページ、フェイスブック、ツイッター、
議会報告会、議会アンケート

3 予算決算常任委員会の設置

予算決算委員会の常設

複数の委員会にまたがる予算決算の審議
補正予算も必要に応じ審議

4 常任委員会の名称及び所管課の変更

 **総務文教** 総務課、町民課、まち振興課、会計室、教育委員会、選管、監査

総務 総務課、町民課、健康福祉課、会計室、教育委員会、保育園、選管、監査

 **経済厚生** 健康福祉課、まち整備課、生活環境課、農業委員会、保育園

経済 まち振興課、まち整備課、生活環境課、農業委員会

5 会議公開の見直し

常任委員会は公開、その他の委員会もできるだけ公開又は傍聴可とする

これまでは、すべての委員会を公開としていたが、個人にかかる事件などは
会議録は公開するが傍聴は議員のみとするなど

議会基本条例、議会委員会条例の改正

)